

(3) 下水道法

関連 URL

下水道／国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/index.html>

流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図ることにより、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。

① 下水道法の目的等

○下水道法の制定の目的と流域別下水道整備総合計画の策定について

② 公共下水道

○公共下水道の意義

○公共下水道の設置

・管理主体、事業計画の策定、構造基準、設計者等の資格について

○公共下水道の使用

・供用開始と排水設備の設置義務等、処理開始と水洗便所への改造義務等、下水道使用料の設定について

○公共下水道の管理

・公共下水道の維持又は修繕、放流水が適合すべき技術上の基準、悪質下水の排除者に対する規制（悪質下水の排除の制限、特定施設の設置等の届出及び計画変更命令等、事故時の措置、特定施設設置者の水質測定義務、排水設備等の検査）、終末処理場の維持管理及び発生汚泥等の処理の方法、下水道の設計者等の資格者、行為の制限等について

○浸水被害対策区域における特別の措置

・排水設備の技術上の基準に関する特例、区域内に存する雨水貯留施設に係る管理協定制度について

③ 流域下水道

○流域下水道の意義と流域下水道に関する規定の概要

・構造基準等、終末処理場、公共施設としての管理に関すること等については公共下水道と同様。管理主体、事業計画の策定、供用開始及び処理開始の通知、他の施設等の設置の制限について

④ 都市下水路

○都市下水路の意義と都市下水路に関する規定の概要

・管理主体、都市下水路の指定、構造基準等、行為の制限等について

⑤ 費用の負担及び補助等

○費用の負担、国の補助等について

以上の規定の他、これらの規定の実効性を担保し、円滑な下水道管理を実施していくために必要な雑則・罰則の規定が設けられている。

また、下水道法令に定められている他、下水道の管理に必要な事項の多くが下水道管理者である地方公共団体の下水道条例にゆだねられている。